

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
45	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	1
26	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化	5
40	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	11
63	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	14
65	交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること	17
62	市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと	20
34	地方スポーツ推進計画の廃止	23
30	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	26
17	会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給可能とする見直し	29
1	登記所から都道府県に直接通知される登記情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	32

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

202

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減

提案団体

岐阜県、高知県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「機構法」という。)第18条第1項に基づき農地の賃借権の設定等を行う場合、都道府県知事は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)が作成した農用地利用配分計画を認可することとなっている。

【生じている支障】

農用地利用配分計画の認可については、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで区別がないため、更新の場合には本来確認が必要な要件は限られているにもかかわらず、全ての要件につき確認作業が生じ、事務が煩雑となっている。例えば、受け手が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることを求める要件(機構法第18条第5項第3号)は、更新の場合には当然に満たすものと考えられることから、改めて確認を行う必要はないと考える。

また、認可申請に係る添付書類については、同一の者に再度の権利設定を行う場合にはその者に係る一部の書類の省略が認められている(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項)ものの、更新と新規の場合とで区別がないことから、当県では、やむを得ず、実務上添付書類を省略せずに提出を求めざるを得ないと判断しており、事務の煩雑につながっている。

特に、農地の貸付期間を原則10年として設定していることから、平成26年度の制度開始から10年を迎えて以降は、現状の新規権利設定事務に加え、今後、既存の権利更新のための農用地利用配分計画の認可申請が急増し、年によっては現在の約2倍の件数となることが見込まれており、事務負担がさらに増大すると考えられる。

(参考)【当県の場合】

平成26年度～令和3年度(8年間)貸付け農地実績 72,561筆(平均9,070筆/年)

令和4年度から予想される新規契約の農地筆数 平均8,000筆/年・①

令和4年度から予想される契約更新の農地筆数 平均10,000筆/年・②

合計[①+②] 平均18,000筆/年(最大20,433筆/R7)

【改正法による制度改正について】

改正法の施行後においては、農用地利用配分計画は農用地利用集積計画と統合され、農用地利用集積等促進計画となる。都道府県知事は、機構が作成した農用地利用集積等促進計画を認可することとなるが、農用地

利用集積等促進計画についても、引き続き新規・更新の区別はなく、更新の場合であっても全ての項目及び添付書類の作成や確認作業が生じる状態には変わらないため、事務の煩雑さは改善されない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県知事の認可に係る事務負担が軽減される。併せて、機構の農用地利用配分計画（改正法では農用地利用集積等推進計画）の作成の簡素化につながり事務負担の軽減や迅速な事務処理が可能となる。また、農地集積に係る推進活動や、同計画の新規分の認可に係る確認作業に時間を割くことができ、担い手への農地集積の進展等が期待される。

根拠法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項、同条第 5 項第 3 号、同項第 4 号、同項第 5 号、同項第 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第 12 条第 2 項、同条第 3 項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）施行後の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項、同条第 5 項第 2 号、同項第 3 号、同項第 5 号、同項第 6 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県

○農地中間管理事業は、集積された複数の地権者が所有する農地を担い手が一括して集約利用できることから、経営効率化を図る上で有効であり、当県においても年 1,000 ヘクタールを目標に、本事業による担い手への農地集積を推進しているところである。しかし、本事業は、利害関係人への意見聴取や知事への協議等の法定手続きを要し作成書類も多く、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の場合と比較すると事務負担が大きいことが課題である。令和元年 5 月の法改正により、契約時の一部の事務が簡素化され、作成書類の削減が図られたものの、現行法では更新時に、初回契約時と同様の契約内容であっても新規契約と同等の事務手続が必要となることから、今後、新規集積の契約事務と並行して更新事務の負担増大が予測され、新規集積の推進に支障を来すことが懸念される。

○現状では、中間管理事業による貸借面積 3,965ha、市町村における利用権設定面積 24,585ha と 6.2 倍になっている。令和 3 年度単年度の中間管理事業による貸借面積が 588ha、市町村における利用権設定がなくなり、農用地利用等促進計画に統合されると、単純計算で $588\text{ha} \times 6.2 \text{ 倍} = 3,645\text{ha}$ となる。更新により上乗せとなってくる面積が、令和 5 年度 22ha、令和 6 年度 138ha、令和 7 年度 417ha、令和 8 年度 486ha、令和 9 年度 955ha なので、令和 9 年度には、 $3,645\text{ha} + 955\text{ha} = 4,600\text{ha}$ を県で認可することが想定される。令和 3 年度では、588ha のうち 390ha が一括方式であるため、実質的には、198ha が県の認可になっている。

よって、令和 3 年度 198ha であった県認可が令和 9 年度には 4,600ha と 23 倍に増加することになり、現状の手続方式の延長線のまま実施することは、人員確保の面で困難である。

○当県における農地貸付期間は令和 3 年度でみると、最も多いのは 5 年、続いて 10 年であり、この 2 期間で全体の半数以上を占める。近年では本事業開始当初より取り扱い件数が年々増加しているとともに、5 年契約と 10 年契約が今後同時に更新時期を迎えるため、件数の急激な増加が予想される（これまでの 1.3～1.5 倍）。さらに、制度改正によって利用権分の事務が増加することを想定すると抜本的な事務の簡素化が必要となる。

○当県では、貸し付け期間を 5 年で設定している案件も多く、既に更新時期を迎えている。期間が満了し、再設定となる場合でも、同様の事務手続が必要となるため、現場での大きな負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

令和 4 年 5 月、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立したところ。本法律では、農地の将来像である目標地図を含む地域計画を法定化し、目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構（以下「農地バンク」という。）の活用により農地の集約化等を進めていくこととしている。

具体的には、農業委員会が、農地の出し手・受け手の意向等を基に、農地バンク・農協・土地改良区等の関係機関と協議の上、目標地図の素案を作成した上で、市町村が最終的に目標地図を策定することとしている。このように本法律の施行後、農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」（以下「促進計画」という。）は、農地バンクが主体的に権利移動を行うための計画から、目標地図に即して権利移動等を行うための計画に

衣替えすることとなる。

目標地図は、「農業を担う者」ごとに利用する農地を定め、これを地図として表示するものであり、地図の作成段階で、農業委員会等が「農業を担う者」に相応しいかどうか等を審査することになるため、従来、配分計画の作成の際に求めていた書類は大幅に簡素化する。

また、「農用地利用集積等促進計画」の認可権限について、地方自治法に基づき、都道府県条例の改正により、都道府県知事から市町村長へ移譲を進めることとしている。農水省では、改正作業が円滑に進むよう、都道府県条例の改正案のひな形を作成し、都道府県に対して提示することを考えている。

これらにより、従前の「農用地利用配分計画」と比べて、都道府県や農地バンクの事務負担は大幅に軽減されるとともに、手順のスピードアップ化が図られると考えている。

御提案の賃貸借等の更新に係る認可要件の緩和について、都道府県知事の認可は、農地バンクからの農地の受け手が、①農用地の全てを効率的に利用する、②必要な農作業に常時従事する、ことを担保するために設けており、この認可をもって農地法第3条の許可が不要となるため、これを緩和することは適当ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、更新(同一の受け手に従前の賃借権等と同一条件で再度設定)の場合、農用地利用配分計画(配分計画)の認可要件のうち受け手の農用地の利用や農作業の常時従事などの要件は改めて確認せずとも当然満たすと考えられることから、法律上新規と更新を区別する(例えば、新規と更新とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合は確認事項と添付書類を一部省略する)ことで、更新の場合の認可手続き事務の簡素化を求めるもの。更新の場合に係る認可要件の実体的な緩和を意図するものではなく、「①農用地の全てを効率的に利用する」、「②必要な農作業に常時従事する」ことの担保を損なうものではない。

改正法施行後の農用地利用集積等促進計画(促進計画)については、「書類は大幅に簡素化する」ということだが、簡素化の内容について具体的にお示しいただくとともに、施行規則の改正にあっては、提案の支障や現場の実態を踏まえた上で、省略が可能となる添付書類を明確にした規定としていただきたい。

なお、現行法においても施行規則上は、同一の者に再度権利設定を行おうとする場合の一部添付書類の省略が認められているが、法律上の認可要件は新規と更新とで区別がないため、実務上添付書類の省略は困難と考える。促進計画においても同様の懸念がある。

また、促進計画の認可権限の市町村への移譲を進めるとされているが、現状農地バンクを介した農地の借受け・貸付けは、市町村を含めた関係機関が一体となって、出し手と受け手とのマッチングから配分計画(案)の作成に至る業務を行っている。市町村の業務が単純に増加しないよう、全体かつ細部にわたって事務負担の軽減を徹底すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

更新の場合の添付書類が既に省略されていることについては、理解した。

一方で、法律改正にあたっては、令和4年2月9日に全国市長会から「人・農地プランの策定義務化等に関する緊急意見」が出されているものと伺っている。

改正された法律に関する部分や認可権限の移譲の推進については、市町村の意向も十分踏まえた上で検討されたい。

また、認可権限の委譲については、都道府県及び市町村双方のメリット、デメリット等を提示されたい。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、法改正や省令改正の内容等の周知徹底等、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体

の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいては、現に権利設定を受けている者に再度同一の権利設定を行おうとする場合に限っては、現行法施行規則により、一部の添付書類の省略が可能となっているとの発言があった。

現行法令でも添付書類の省略は実質的に困難と考えている団体もあるため、省略が可能であるのならば、実情を把握した上で、速やかに再度周知を徹底すべきではないか。

第1次ヒアリングにおいては、改正法施行後、農用地利用集積等促進計画に係る添付書類は大幅に簡素化され、本人の同意書のみとなるとの発言があったが、他の添付書類は不要となるとの認識で相違ないか。

農用地利用集積等促進計画の認可権限について、都道府県から市町村へ移譲を進めていきたいということだが、都道府県の事務負担を単に市町村に転嫁しようとするのではなく、現場の声をよく聞いたうえで、提案に沿った方策を考えるべきではないか。

各府省からの第2次回答

現行の農用地利用配分計画(以下「配分計画」という。)における更新(同一の耕作者に対する従前の賃借権等と同一条件での権利設定)の際の添付書類については、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第12条第3項第1号及び第2号の規定により大幅な省略が可能となっていることから、この点について周知するとともに、当該規定による添付書類の省略を行っている都道府県における事例の横展開を図ってまいりたい。

また、農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)に係る添付書類については、現行の措置に加えて、市町村が作成する地域計画に位置付けられる「農業を担う者」が新たに農用地等に係る権利を取得する場合に、農用地の全部効率利用及び農作業の常時従事を確認する書類等の省略が可能となるよう省令を改正することを予定している。これにより、促進計画の案(賃借権等の当事者の同意書を含む。)の提出のみで認可を受けることができるようになる。

なお、都道府県から市町村への認可権限の移譲については、都道府県において配分計画及び農用地利用集積計画の統合に伴う事務量の増加に対応できること、市町村において現行の農用地利用集積計画と同様に市町村の権限によって利用権設定手続を完結させることができること等のメリットがあるため、国としては都道府県条例の改正のひな形を示すことで権限移譲の取組を後押ししたいと考えているが、いずれにしても当該移譲については、都道府県と市町村が協議し、双方の合意の下、都道府県の判断で条例改正が行われるものと認識している。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)については、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針(平成26年4月22日総務省)」(以下「指針」という。)において、地方公共団体は「不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」とされているところである。

ところで、今般、発出された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)」(以下「通知」という。)によると、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることを理由に、地方公共団体も令和3年度中に全国一律に総合管理計画の見直しを行うよう指示があった。また、見直しに当たっては、改訂された指針等で追加となった項目(有形固定資産減価償却率の推移、ユニバーサルデザイン化の推進方針等)を盛り込むようにとのことであった。

当市においては、既に指針に基づいて、計画の進捗状況等を踏まえ、適切な時期に計画の見直しを実施することとしていたところ、国による全国一律の見直しを求める通知に従って、意図しないタイミングで計画の見直しを行わざるを得なくなり、その進め方を抜本的に再検討しなければいけない事態が生じた。また、通知を巡っては、当市のみならず、全国の地方公共団体においても同様の事態が生じていたと想定される。

今回、全国一律に総合管理計画の見直しを行う理由とされた国(各省)のインフラ長寿命化計画のほとんどが、令和7年度までの計画となっており、次回も国の計画の見直しに合わせて、全国一律の見直しを求められる可能性は高いと考えられる。指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、地方公共団体における自律的な見直しの機会が損なわれることとなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

適時適切な時期での総合管理計画の見直しを行うことにより、地方公共団体の取組状況に応じた適切な計画にすることが可能となり、また、見直し回数の削減により、事務負担も軽減することができ、本来注力すべきである計画の推進に時間を割くことが可能となる。

根拠法令等

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について(令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市

○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。

また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりがかねない。

総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、自治体が柔軟に見直しを進められるよう、見直し期限の見直しを求める。

○各自治体で状況は異なると思われることから、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

○本市においても、提案市と同様の支障事例が生じており、意図しないタイミングでの計画の見直しや追加項目等の検討等により計画策定・更新に係る事務量が増大し、計画の推進に時間を割くことが困難であった。

○見直しに係る必須項目等の詳細が示されてから1年程度しかなかったため、既に決まっていた見直しスケジュールを変更して、2年連続での計画改訂をすることとなった市町村もあり、人的にも経済的にも市町村を圧迫している。

○公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）については、平成26年4月総務省「指針」に基づき、平成29年3月に市の公共施設等総合管理計画（基本方針）を策定したところである。ところがその後、平成30年2月総務省通知により令和3年度までに少なくとも向こう10年間の長寿命化対策等の効果額を盛り込むことや、令和4年4月総務省通知により、脱炭素化の推進方針や盛り込むことなど、国が一律に期限を設けて改訂するよう地方公共団体に度々指示している。

しかし、地方公共団体は総合管理計画を推進していくことが重要であり、国による再三の総合管理計画の見直しのためには、膨大な作業を伴い、特に規模の小さい地方公共団体にとって、大きな事務負担となっており、計画の推進に労力を割けなくなっている。国の指針にも規定されているとおり、総合管理計画の見直しの時期は、策定主体が適時適切に判断すべきものであるところ、今後も今回のように期限を定めて全国一律の見直しが求められれば、国が目指す公共施設の量・質の最適化やコスト縮減が推進が進まない要因となる。

○本市公共施設等総合管理計画は、計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間としており、3年を目途に計画の検証、見直しを行うことと定めている。総務省の示す「見直しに当たっての留意事項」について、見直しの必要性は認識する。しかし一方、今後、さらなる見直しの要請があり、期限が一律に定められている場合には、市が主体的に行おうとする見直しのサイクルを阻害する懸念はある。

見直しの期限については、各自治体のPDCAサイクルや進捗状況に応じて柔軟に対応できるよう、幅広に設けていただくのが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

公共施設等総合管理計画の見直し時期は、基本的に各地方公共団体の判断に委ねられているが、計画策定の要請から一定の期間が経過するとともに、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であったこと、個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請していたことを踏まえ、骨太の方針・改革工程表や令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、基本的には令和3年度末までの見直しを求めてきたところ。

一方で、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、新型コロナウイルス感染症の影響等により策定が遅れる場合には、令和5年度末までの見直しを認め、地域の実情に応じた配慮を行ってきたところ。

今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、令和3年度末までの見直しを求めた理由として、周知の内容が記載されているにとどまっておらず、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日付け総務省通知）」において、見直し時期は地方公共団体の判断に委ねるという考え方が示されている中で全国一律の期限で見直しを求めた理由や、一律に見直しを求めなかった場合の国における支障などについて言及がなく、本提案への対応が困難な理由も示されていない。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和5年度末までの見直しを認めるという配慮を行ったとあるが、本提案は、そうした特殊事情への配慮を求めるものではなく、指針の考え方にに基づき、見直し時期は地方公共団体の判断に委ねることを求めるものである。

当市としては、期限を定めた全国一律の見直しを求めることが指針に沿った対応ではないと考えており、また、実際に具体的な支障も生じていることから、提案の趣旨をご理解いただき、「今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討」するのではなく、今回の回答において、今後は全国一律の見直しを求めないことを明確にお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、具体的な対応として、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすることを求める。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画の見直し時期に関する今後の対応について、具体的な方針をお示しいただきたい。国の計画見直しに伴って地方公共団体にも一律に見直しを求めるといった時間軸ありきではなく、地方公共団体に寄り添う形で検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

過去に建設されたインフラが一斉に更新時期を迎える状況を踏まえ、各地方公共団体が、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要である。そのため、維持管理・更新費の中長期的な見込み、取組による効果額等について記載された公共施設等総合管理計画が必要とされている。

そして、インフラの老朽化対策は、国と地方を通じ共通する喫緊の課題であり、国民の安全・安心を確保するための国土強靱化の観点からも、国と地方公共団体が歩調をあわせて適切に対応していく必要がある。

そのため、公共施設等総合管理計画の見直しについては、今般、国のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であり、かつ、各所管省庁から個別施設計画の策定を令和2年度中に完了するよう要請されており、施設ごとの維持管理の中長期の見通しが明らかになる時期であることを踏まえ、骨太の方針・改革行程表等で令和3年度末（新型コロナウイルス感染症の影響がある場合には令和5年度末）までの見直しを求めてきたところである。

今後見直しを要請する場合には、地方からの意見を踏まえ、十分に実情に配慮して検討してまいりたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

269

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。

簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。

具体的な支障事例

国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「公共施設等総合管理計画」は、総務省からの要請（平成26年4月）を受けて策定している。

①各分野の個別施設計画（インフラ長寿命化計画）で記載済みの事項を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。

②施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは困難である。

上記2点の理由により策定に多大な事務負担を要している。

また、記載すべき必須事項が細かく指定されているが、一部については、国からの他の照会において回答し、ホームページに公開しているデータとの重複がみられるため非効率である。

一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限のこと。総合管理計画の計画期間は各都市でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画に時間を割かれることになる。また、計画期間終了（次期計画策定）に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が低減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

平成26年4月22日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総財務第74号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市

○提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。

また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりがかねない。

総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、提案団体の求める記載すべき事項の簡素化とともに、見直し期限の設定についても見直しを求める。

○本市においても、国からの要請により、追加で記載すべき事項への対応を含めた計画の見直しを令和3年度に行ったが、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について」において、記載すべき事項として「脱炭素化の推進方針」等が追加項目として新たに掲げられている。今後も、指針が改定される度に記載事項の追加等が行われることにより、計画に見直しのタイミングの検討や見直しに伴う事務量の増大が予想される。

○策定指針のうち、第一の二の(4)については平成26年当時の指針に比べ、項目が7から14と倍増している。項目の増加は、検討や調整に要する時間の増加に直結し、円滑な計画の策定に支障が生じる。

各府省からの第1次回答

公共施設等総合管理計画の記載事項は、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項等に関し、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により定めている。

ご意見を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項以外の部分に関して、記載事項の簡素化について検討を進めてまいりたい。

見直し時期に係る今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

骨太の方針2022「4. 国と地方の新たな役割分担」も踏まえ、地方団体の実情に配慮しつつ、記載事項の簡素化を速やかに検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込の作成など、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

公共施設等総合管理計画の記載事項について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

また、内容の重複が見られる場合、統廃合等の見直しを行い、計画の見直し期限についても、柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していただきたい。

計画の記載事項の見直しについて、具体的な方針をお示しいただきたい。地方公共団体の自主性に任せられるような抜本的な簡素化を検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

記載事項については、インフラ長寿命化基本計画、骨太の方針・改革工程表等で盛り込むべきとされた事項、公共施設等適正管理推進事業債等の起債の前提となっている事項、その他公共施設マネジメントを適切に実施するに当たって必要となる事項について十分に精査し、その上で簡素化できる記載事項について検討を進めることとする。

見直し時期については、地方からの意見を踏まえ、十分に実情に配慮して検討してまいりたい。